

株 主 各 位

大阪市住之江区平林南二丁目10番60号

永大産業株式会社

代表取締役社長 大道 正人

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、平成29年6月27日（火曜日）正午までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市住之江区平林南二丁目10番60号 当社本社ビル
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報 告 事 項

1. 第83期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第83期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

4. インターネットによる開示

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

掲載する当社ホームページ <http://www.eidai.com/>

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集通知添付の事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ(<http://www.eidai.com/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日本銀行による金融政策を背景に、企業収益や雇用環境の改善が続くなど、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、中国を始めとする新興国経済の減速や英国のEU離脱問題、米国新政権の政策動向といった海外経済の不確実性が高まるリスクも存在しており、景気の先行きにつきましては不透明な状況が続いております。

住宅業界におきましては、低水準の住宅ローン金利や各種住宅取得支援策の下支えにより、住宅需要は堅調に推移しました。その結果、新設住宅着工戸数は、974千戸（前年度比5.8%増）となりました。

このような状況下、当社グループでは、既存市場におけるシェア拡大に向けて、立川ショールームや名古屋ショールームをリニューアルするなど、基幹ショールームを充実させるとともに、ビルダー戦略を強化することにより、住宅資材事業でのシェア拡大を図りました。また、シニアマーケット向けに開発した「セーフケアプラス」製品群を、幼稚園や保育園などの園舎に対応する製品にも展開し、非住宅市場における販売に注力しました。

一方、住宅ストックの余剰や人口の減少、世帯構成の変化を背景に新設住宅着工戸数が減少していくことを見据え、シニアマーケットや中古住宅・リフォーム市場といった成長市場への対応を強化するなど、新築住宅に依存した体質からの脱却に取り組んでまいりました。さらに、海外事業では、現地企業との業務提携なども視野に入れつつ、ASEAN諸国のマーケティング活動を展開するなど、海外市場への販売に向けた営業活動を推進しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は66,511百万円（前連結会計年度比7.6%増）、経常利益は2,636百万円（前連結会計年度比27.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,334百万円（前連結会計年度比80.9%増）となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

#### (住宅資材事業)

建材分野では、表面化粧材に高級銘木を使用した「森の逸品、銘木フローリング『銘樹』」のブランド化を推進しました。この銘樹ブランド強化の一環として、選りすぐりの銘木を組み合わせてコントラストを効かせたデザインの「銘樹irodori」や直貼り・遮音タイプの「銘樹ダイレクト」を新たに発売しました。一方、室内階段においては、熟練大工の減少や環境配慮への対応として、施工時間の短縮、仕上りの均一化及び現場の廃材削減を実現する正寸プレカットの対応範囲を拡大し、幅広いユーザーに提案しました。その結果、多くの新規採用をいただき、室内階段全体の販売量の増加につながりました。

内装システム分野では、室内ドアの主力シリーズであるアーバンモードαやトラディショナルモードに新柄を追加したほか、収納製品においては、収納物に合わせて自由にプランニングができる新製品「フリーハンギングシェルフ」を発売しました。さらに、リビングステージのプランの充実を図るなど、市場シェアの拡大に取り組みました。室内ドアやクロゼットを中心に、ビルダーへの販売が好調に推移したことにより、受注は増加しました。

住設分野では、空気環境に配慮したシステムキッチン「ラフィーナ エアプラス」や大容量のキャビネットを備えた「ハイル」の拡販に努めました。さらに、リビングと調和しつつ高級感があるシステムキッチン「ピアサス S-1 ユーロモード」やオールステンレスキッチンの「ゲートスタイル キッチン S-1」など、会社の強みであるステンレス加工技術を活かした製品の販売を強化しました。

#### (木質ボード事業)

空気環境に配慮した素材パーティクルボードや化粧パーティクルボードを文教施設や医療施設などに提案することにより、非住宅市場における新たな需要の掘り起こしに注力しました。

また、当社は地域産材を活用したパーティクルボードの開発に取り組んでおります。この活動は、環境保全を通してより一層の社会貢献を目指すという当社の環境方針に基づいたもので、当該地域の森林保全と林業の活性化に貢献しております。

#### (その他事業)

当社グループでは、上記事業のほか、不動産有効活用事業、環境事業、太陽光発電事業を推進しております。

不動産有効活用事業では、これまでに建設した賃貸マンションやその他の遊休不動産の賃貸で、安定した収益を確保しました。

環境事業では、独自に開発したアスベスト処理薬剤を使用した「アスブロック工法」の提案に注力しました。

太陽光発電事業では、山口・平生事業所と大阪事業所に設置した太陽光発電設備が安定した稼働を続けております。

事業別の売上高は以下のとおりであります。

| 区 分           | 第82期<br>前連結会計年度<br>(百万円) | 第83期<br>当連結会計年度<br>(百万円) | 前連結会計年度比<br>増減率 (%) |
|---------------|--------------------------|--------------------------|---------------------|
| 住 宅 資 材 事 業   | 54,857                   | 59,956                   | 9.3                 |
| 木 質 ボ ー ド 事 業 | 6,726                    | 6,343                    | △5.7                |
| そ の 他 事 業     | 215                      | 211                      | △1.8                |
| 合 計           | 61,799                   | 66,511                   | 7.6                 |

## (2) 設備投資の状況

当社グループでは、生産能力の維持向上を図るため、生産拠点の整備や製造ラインの更新を中心とした設備投資を行いました。当連結会計年度における設備投資額は2,278百万円となり、その内訳は、住宅資材事業1,716百万円、木質ボード事業357百万円及び共通部門204百万円であります。

なお、これらの設備投資はすべて自己資金を充当しております。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の住宅業界におきましては、住宅ストックの余剰や人口の減少、世帯構成の変化を背景に新設住宅着工戸数は減少していくと考えております。当社グループは、厳しい事業環境に対応するため、新設住宅着工戸数に依存しない事業構造への転換を目指し、以下の施策に取り組んでまいります。

##### ①既存市場におけるシェア拡大

多様な顧客層のニーズを取り入れた新製品開発と更なるコスト低減により、既存市場でのシェア拡大を図ってまいります。また、堅調に推移する賃貸住宅に対応する製品の拡充と積極的な販売活動を展開してまいります。

##### ②ストック市場への対応

中古住宅・リフォーム市場は、国の政策支援や在宅介護に伴うバリアフリーリフォームの増加などを背景として堅調な推移が期待されます。これらの需要に対応するため、省施工製品の開発、特注サイズの生産体制の構築及び短納期化に取り組んでまいります。

##### ③シニアマーケットへの対応

高齢化が進行する中、介護サービスや介護施設の拡充が急速に進んでいるシニアマーケットは成長市場のひとつです。このシニアマーケットに対応するために、「セーフケアプラス」製品群の拡充及び安全性能の向上を図ってまいります。

##### ④非住宅市場の開拓

幼稚園や保育園などの園舎を始めとする文教施設や医療施設、宿泊施設に対応する製品開発を強化し、非住宅市場への参入を推進してまいります。

##### ⑤新規販売チャネルの開拓

既存の販売チャネルに加え、ホームセンターや家電量販店などの新たな販売チャネルの開拓に注力してまいります。

##### ⑥海外事業の強化

永大ベトナム (Eidai Vietnam Co., Ltd.) におきましては、生産効率や品質の更なる向上に取り組み、生産品目の一層の拡大を図ります。また、今後の成長が期待されるASEAN諸国の市場開拓、中でもインドネシアでの販売に向けて、現地法人を設立し、販売体制の構築を加速してまいります。

##### ⑦新規事業への参入

総合企画本部を中心に幅広いマーケティング活動を展開し、M&Aなどの積極的な投資も視野に入れ、新たな収益の柱となる事業の育成を図ってまいります。

#### ⑧原材料の価格変動への対応

当社の主要原材料であるフローリング用基材は、海外から調達している割合が高いため、現地価格と為替変動の影響を受けます。これらの価格変動要因に対しては、現地での情報収集により、原木需給の長期見通しを策定するとともに、調達先の見直しや樹種の変更を行っております。また、為替変動の影響を受けない国産材を積極的に活用しており、今後も更なる利用拡大に向けて取り組んでまいります。

#### ⑨多様な人材の活用及び組織の活性化

外部環境が急速に変化していく中で事業活動を継続・発展させるためには、多様な人材が活躍できる企業風土の構築が重要であると考えております。多様な能力や価値観を持った人材を幅広く採用し活用することによって組織の活性化を図りつつ、人材育成にも努めてまいります。

#### ⑩働き方改革の推進

当社グループでは、社員の働き方全般を見直す活動に、全社を挙げて取り組んでまいります。社員の意識改革を通して、あらゆる業務の効率化と生産性の向上を図ります。

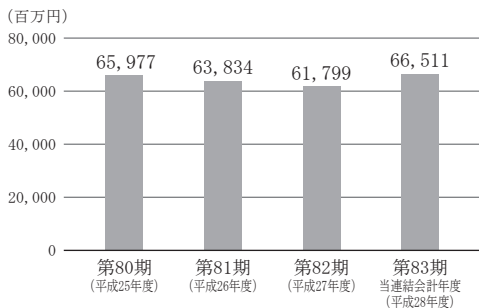
以上のような取組により、環境の変化に迅速、機敏に対応すべく、より一層企業体質を強化してまいり所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

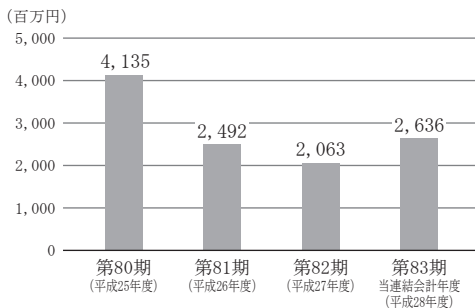
(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                           | 第 80 期<br>(平成26年 3 月期) | 第 81 期<br>(平成27年 3 月期) | 第 82 期<br>(平成28年 3 月期) | 第 83 期<br>(当連結会計年度<br>平成29年 3 月期) |
|-------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                   | 65,977                 | 63,834                 | 61,799                 | 66,511                            |
| 経 常 利 益 (百万円)                 | 4,135                  | 2,492                  | 2,063                  | 2,636                             |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 (百万円) | 2,566                  | 2,567                  | 1,290                  | 2,334                             |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 金 額 (円)   | 55.85                  | 55.89                  | 28.08                  | 51.42                             |
| 総 資 産 (百万円)                   | 65,909                 | 66,088                 | 66,655                 | 70,799                            |
| 純 資 産 (百万円)                   | 43,353                 | 45,932                 | 46,235                 | 48,217                            |

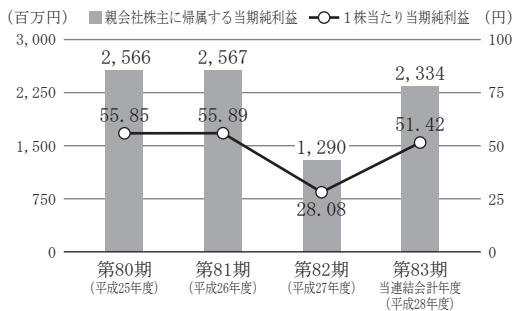
売上高



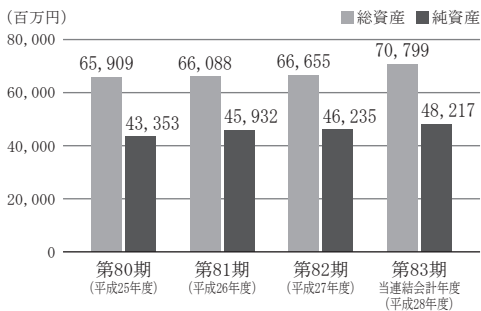
経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益・1株当たり当期純利益



総資産・純資産





(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

| 会社名                     | 資本金     | 当社の出資比率 | 主要な事業内容                                |
|-------------------------|---------|---------|----------------------------------------|
| 永大小名浜株式会社               | 337百万円  | 100.0%  | 素材パーティクルボード、化粧パーティクルボード、内装システム製品の製造・販売 |
| Eidai Vietnam Co., Ltd. | 11百万米ドル | 100.0%  | フローリングの製造                              |

③当事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④その他重要な関連会社の状況

| 会社名           | 資本金    | 当社の出資比率 | 主要な事業内容           |
|---------------|--------|---------|-------------------|
| エス・アンド・イー株式会社 | 450百万円 | 30.0%   | MD F（中質繊維板）の製造・販売 |

(注) 同社は、平成29年2月27日付で減資を行っております。

(7) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

| 事業名     | 主な製品                                                                 |                                    |
|---------|----------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 住宅資材事業  | 建材分野                                                                 | フローリング、階段セット、壁材                    |
|         | 内装システム分野                                                             | 室内ドア、造作材、クロゼット、シューズボックス<br>その他内装部材 |
|         | 住設分野                                                                 | システムキッチン、洗面台、バス                    |
| 木質ボード事業 | パーティクルボード分野                                                          | 素材パーティクルボード、化粧パーティクルボード            |
| その他事業   | 不動産有効活用事業（所有不動産の有効活用）<br>環境事業（アスベスト処理工事、作業環境測定・分析、処理薬剤販売）<br>太陽光発電事業 |                                    |

(8) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

①本社 大阪市住之江区

②営業所

| 名 称          | 所 在 地   |
|--------------|---------|
| 東北営業部 仙台営業所  | 仙台市若林区  |
| 東京営業部 東京西営業所 | 東京都立川市  |
| 神奈川営業部 横浜営業所 | 横浜市西区   |
| 関東営業部 埼玉営業所  | さいたま市北区 |
| 中部営業部 名古屋営業所 | 名古屋市中川区 |
| 大阪営業部 大阪営業所  | 大阪市住之江区 |
| 中四国営業部 広島営業所 | 広島市西区   |
| 九州営業部 福岡営業所  | 福岡市博多区  |
| 東京特販営業部      | 東京都新宿区  |
| 大阪特販営業部      | 大阪市北区   |
| 営業開発部        | 東京都新宿区  |

③工場

| 名 称                     | 所 在 地     |
|-------------------------|-----------|
| 山口・平生事業所                | 山口県熊毛郡平生町 |
| 敦賀事業所                   | 福井県敦賀市    |
| 大阪事業所                   | 大阪府堺市     |
| 永大小名浜株式会社               | 福島県いわき市   |
| Eidai Vietnam Co., Ltd. | ベトナム国ハナム省 |

(9) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数       | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|-------------|
| 1,371 (884) 名 | 37 (61) 名   |

(注) 使用人数は就業者数（当社グループからグループ外への出向者は除き、グループ外から当社グループへの出向者は含む）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）は当連結会計年度の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

| 使 用 人 数     | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-------------|-----------|---------|-------------|
| 947 (686) 名 | 28(27) 名  | 39.82歳  | 17.28年      |

(注) 使用人数は就業者数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）は当事業年度の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1)発行可能株式総数 160,000,000株  
(2)発行済株式の総数 46,783,800株  
(3)株主数 2,659名  
(4)大株主（上位10名）

| 株 主 名           | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-----------------|----------|---------|
| 永大産業取引先持株会      | 3,231 千株 | 7.13 %  |
| 住友林業株式会社        | 2,306    | 5.09    |
| 大日本印刷株式会社       | 2,237    | 4.94    |
| すてきナイスグループ株式会社  | 1,960    | 4.33    |
| 永大産業従業員持株会      | 1,829    | 4.04    |
| 株式会社りそな銀行       | 1,640    | 3.62    |
| トーヨーマテリア株式会社    | 1,550    | 3.42    |
| 双日建材株式会社        | 1,349    | 2.98    |
| J Kホールディングス株式会社 | 1,100    | 2.43    |
| アイカ工業株式会社       | 1,028    | 2.27    |

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,487,969株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

| 地 位         | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                            |
|-------------|---------|---------------------------------------------------------|
| 代表取締役執行役員社長 | 大 道 正 人 |                                                         |
| 取締役専務執行役員   | 熊 沢 衛 司 | 総務部、人事部担当                                               |
| 取締役常務執行役員   | 枝 園 統 博 | 総合企画本部長                                                 |
| 取締役常務執行役員   | 植 村 正 人 | 総合企画本部副担当、経理部担当                                         |
| 取締役上席執行役員   | 田 部 忠 光 | 営業本部長                                                   |
| 取締役上席執行役員   | 石 井 直 樹 | 事業本部長                                                   |
| 取締役執行役員     | 小 島 孝 弘 | 事業本部内装システム事業部長                                          |
| 取 締 役       | 玉 生 靖 人 | 弁護士法人御堂筋法律事務所弁護士                                        |
| 取 締 役       | 林 光 行   | 公認会計士・税理士林光行事務所所長<br>監査法人彌榮会計社代表社員<br>一般財団法人総合福祉研究会代表理事 |
| 常 勤 監 査 役   | 三 上 恵 司 |                                                         |
| 常 勤 監 査 役   | 土 居 幸 男 |                                                         |
| 監 査 役       | 今 村 祐 嗣 | 国立大学法人京都大学名誉教授<br>公益社団法人日本木材保存協会会長<br>一般財団法人建築研究協会理事    |
| 監 査 役       | 櫻 田 典 子 | 弁護士法人三宅法律事務所弁護士                                         |

- (注) 1. 取締役玉生靖人及び取締役林光行の両氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役今村祐嗣及び監査役櫻田典子の両氏は、社外監査役であります。

(2) 事業年度中に退任した会社役員  
当該事項はありません。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                       | 員 数 ( 名 )  | 報 酬 等 の 額 ( 百 万 円 ) |
|---------------------------|------------|---------------------|
| 取 締 役<br>( うち 社 外 取 締 役 ) | 9<br>( 2 ) | 194<br>( 9 )        |
| 監 査 役<br>( うち 社 外 監 査 役 ) | 4<br>( 2 ) | 41<br>( 7 )         |
| 合 計                       | 13         | 235                 |

- (注) 1. 取締役及び監査役の報酬の限度額は、平成19年6月28日開催の第73回定時株主総会において取締役については「年額3億6,000万円以内」、監査役については「年額6,000万円以内」と決議いただいております。
2. 取締役(社外を除く7名)の報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与支給見込額12百万円が含まれております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役玉生靖人氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所弁護士を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役林光行氏は、公認会計士・税理士林光行事務所所長、監査法人彌榮会計社代表社員及び一般財団法人総合福祉研究会代表理事を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役今村祐嗣氏は、国立大学法人京都大学名誉教授、公益社団法人日本木材保存協会会長及び一般財団法人建築研究協会理事を兼職しております。当社は平成28年度に学術研究助成のため、国立大学法人京都大学へ90万円を寄付しておりますが、その規模は僅少であるため、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。また、当社は公益社団法人日本木材保存協会の賛助会員であります。なお、一般財団法人建築研究協会と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役櫻田典子氏は、弁護士法人三宅法律事務所弁護士を兼職しております。なお、当社は同法律事務所との間で顧問契約を締結しております。

#### ②当事業年度における主な活動状況

- ・取締役玉生靖人氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。

- ・取締役林光行氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、主に公認会計士としての豊富な専門知識と実務経験をもとに意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・取締役玉生靖人及び取締役林光行の両氏は、役員候補者の指名及び役員報酬の決定に係る諮問機関として平成27年11月に設置した「人事協議会」に参画し、当該審議事項の透明性確保に寄与しています。さらに、当事業年度から経営会議に替えて設置した「常務会」のメンバーとして、当社グループの中長期的な経営戦略、重要事項について意見を述べるなど、当該重要事項の適法性・適正性の確保にも寄与しています。また、当社は平成26年6月に両氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。
- ・監査役今村祐嗣氏は、当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会15回のすべてに出席し、主に木質科学の専門的見地から議案審議等において必要な発言を適宜行っております。また、当社は平成22年3月に同氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。
- ・監査役櫻田典子氏は、当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会15回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から議案審議・意思決定における適法性確保に資する発言を適宜行っております。
- ・取締役玉生靖人、取締役林光行、監査役今村祐嗣及び監査役櫻田典子の4氏は、平成28年3月から年2回開催している「監査連絡会」のメンバーとして、常勤監査役、会計監査人及び内部監査室と緊密に連携しております。

### ③責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る報酬等の額

| 区 分                                    | 支払額   |
|----------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                    | 34百万円 |
| 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積り等の算出根拠等が、適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. Eidai Vietnam Co.,Ltd. は、当社の会計監査人と同じKPMGのメンバーファームの監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第21条第2項第3号に基づく手続業務に対し、対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることに重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。



## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容

当社は、取締役会において「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」を決議しております。なお、本件決議内容につきましては、内容を適宜見直したうえで修正決議を行っており、現在の決議内容は次のとおりです。

#### ①当社取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社の全ての取締役及び従業員は、社会規範、倫理、法令などの厳守により、公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。この実践のため、「永大産業企業行動憲章」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役は率先垂範して会社全体の企業倫理の遵守及び浸透を図る。
- ロ. 「コンプライアンス委員会規程」に基づき、社長を委員長、顧問弁護士を委員に含むコンプライアンス委員会を設置し、年2回の委員会で、推進方針の策定と発生した問題に対する検証及び再発防止策を協議する。
- ハ. 総務部法務コンプライアンス室が全社におけるコンプライアンスの推進・統括を担い、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ニ. 各部門にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンス活動の具体的対策並びにコンプライアンス教育を実施する。法務コンプライアンス室はこれらの活動状況を確認し、コンプライアンス委員会に報告を行う。
- ホ. 内部監査室は法務コンプライアンス室と連携して、各部門の業務活動が適正に遂行されているかを監査し、不適切な事項を発見した場合には、改善の勧告・指導を行うとともに法務コンプライアンス室へ報告する。
- ヘ. 「内部通報者保護規程」に基づき、内部通報の窓口を法務コンプライアンス室と社外の顧問弁護士事務所に設置し、通報した人が不利益な処遇を受けないよう適切な運用を行う。

#### ②当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報（取締役会議事録、稟議書等）は文書（電磁的記録を含む）によって保存する。
- ロ. その取扱いについては「文書取扱規程」に基づき、適切に保存及び管理を行い、必要に応じて常時閲覧可能な状態にする。

- ③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 「経営危機管理規程」に基づき、当社及び子会社（以下、当社グループという）のあらゆるリスクに備えた損失の未然防止と、事故発生時の被害を極小化するために適切な対応を図る。
  - ロ. 事故発生時には、原則として総務担当役員を本部長とする対策本部を設置し、当社グループでの連携を図りながら顧問弁護士や専門家の意見を参考に損害の拡大を防止することで、迅速に危機の解決並びに回避を図る。
- ④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は毎月1回の定例取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会に重要事項を付議する。付議すべき重要事項については「取締役会規則」、「決裁権限基準」に規定する。子会社においても「決裁権限基準」を定め、重要事項については定例取締役会及び臨時取締役会に付議する。
  - ロ. 当社グループの経営方針及び経営戦略にかかわる重要事項については、定例取締役会での議論に加え、常務以上の執行役員と社外取締役等による常務会を開催して中長期的見地からの議論を行う。その他、経営陣の意思疎通と情報共有の円滑化のために執行役員会議等を開催し、迅速かつ的確な判断を下す体制を整える。
  - ハ. 取締役会の決定に基づく業務執行については「組織職制規程」、「業務分掌規程」に基づき、これを執行する。
  - ニ. 社外取締役が会計や監査にかかる情報を適切に収集できるように、監査役は、社外取締役・会計監査人・内部監査室と「監査連絡会」を定期的に開催して情報共有と意見交換を行う。
- ⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社は「関係会社管理規程」に基づいて当社グループ全体を統合した経営を行う体制を構築する。
  - ロ. 当社の取締役を各関係会社の担当に任命する。当該取締役は常に担当する関係会社の経営状態を掌握し、必要な場合には重要事案に参画し助言・協力を行う。
  - ハ. 当該取締役は、担当する関係会社から月次決算書を始め経営上の重要な資料・情報を提出させ、社長及び関係役員に状況を報告する。
  - ニ. 当社の役員が子会社の監査役を兼務する。また、「内部監査規程」に基づき、当社の内部監査室が定期的に子会社の内部監査を実施する。
- ⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性と監査役からの指示の実効性の確保に関する体制
- イ. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合には、専任の監査役補助者を配置する。

- ロ. 当該従業員の任命、異動については監査役の意見を十分考慮したうえで決定する。
  - ハ. 補助期間内における当該従業員への指示・命令・評価は監査役が行うものとする。
- ⑦当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社グループの取締役及び従業員は、法定事項のほか、当社グループに重大な影響を及ぼす事項や、取締役の職務執行に関する不正行為や法令・定款違反行為が発生した事実もしくは発生する可能性がある場合には、監査役に都度報告する体制を構築する。
  - ロ. 監査役は、必要に応じていつでも、当社グループの取締役及び従業員に対して上記内容の報告を求めることができる。
  - ハ. 内部通報制度によって法務コンプライアンス室に通報された事項のうち、必要な事項については、総務部長から監査役に報告を行う。
- ニ. 通報者が当該通報をしたことを理由としていかなる不利な取扱いも受けないよう、通報者保護の厳正な運用を図る。
- ⑧監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、各部門の往査報告書を関係取締役及び社長に提出し監査結果の報告を行う。また、監査役は定期的に社長と監査内容について話し合い、意見交換を実施する。
  - ロ. 社内の重要稟議書は決裁後全て監査役に回付され、問題点があれば関係者に指摘がなされ、監査役意見が実効する仕組みとする。また、監査役は必要に応じていつでも取締役及び従業員に報告を求めることができる。
  - ハ. 監査役は、会計監査人及び内部監査室と、それぞれ期初に監査方針、監査計画等を打ち合わせるほか、定期的な会合等によって緊密な連携を図り、監査の実効性を高めることとする。また、社外取締役との意見交換等を通じて、社外取締役と適切に連携する。
- ニ. 「内部監査規程」により、内部監査室は年間スケジュールに沿って各部門の業務内容を監査し、監査結果は必要に応じて監査役に報告する。
- ⑨監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制
- 監査役がその職務の執行をするために必要な費用または債務は、監査役からの請求に基づき、当社が速やかに支出する。
- ⑩反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制
- イ. 当社グループは反社会的勢力に対しては、取引を含めた一切の関係を遮断し、裏取引や資金提供を絶対に行わないことを基本とし、排除に向けては、組織的な対応、外部専門機関との連携及び有事における法的対応を基本原則とする。

ロ. この体制を構築するため、統括部門である総務部が「反社会的勢力排除マニュアル」に基づき、組織体制を始めとした取り組みの具体的な内容について、全ての従業員に周知徹底を図っていくものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の決議内容に基づき、当該体制を整備・運用しています。当事業年度における主な運用状況の概要は以下のとおりです。

### ①コンプライアンス

- ・総務部法務コンプライアンス室では、全社員に対する研修を計画的に実施し、法令遵守意識の維持・向上を図っております。
- ・社内外に設置した内部通報窓口では、実際の通報に対して適切に対応し、法務コンプライアンス室はすべての通報内容と対応結果をコンプライアンス委員会及び監査役へ報告しました。また、「内部通報者保護規程」に基づき、当該通報者が不利益な処遇を受けないよう対処しました。

### ②リスク管理

- ・本社及び各生産拠点では、防災・消防訓練を実施したほか、大阪湾岸エリアの拠点では、津波を想定した避難訓練も実施し、緊急時の対応体制の確認を行いました。
- ・反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、「反社会的勢力排除マニュアル」に則った運用を厳格に実施しました。また、各拠点においては、不当要求防止責任者の選任・届出を行い、所管警察署との連携強化を図っております。

### ③取締役の職務執行体制

- ・定例取締役会を毎月開催し、重要事項にかかる審議と執行決議を行うとともに、当社グループの経営方針及び経営戦略について建設的な議論を行いました。さらに、経営の戦略的な方向付けを要する中長期的な課題については、常務会において継続的な検討を重ねました。
- ・また、執行役員会議も毎月開催し、取締役会で決議された事項の業務執行状況を確認しました。
- ・当社役員が子会社の役員を兼任し、当該子会社の重要事案決定に参画するとともに、経営上の重要な資料・情報を社長及び関係役員へ提出して、内容を報告しました。

### ④監査役による監査体制

- ・監査役は、各部門の往査報告書を作成し、社長及び関係取締役に監査結果を報告しました。また、社長と定期的に会合し、監査内容その他について意見交換を行いました。
- ・監査役は、「監査連絡会」を通じて社外取締役、会計監査人及び内部監査室と緊密に連携しました。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は平成20年5月26日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定しました。さらに同取締役会にて当社株式の大規模買付行為に関する対応策の内容を決定し、同年6月27日開催の当社定時株主総会における第2号議案、第6号議案を通じて承認されました。

その後、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会における第3号議案及び平成26年6月26日開催の当社定時株主総会における第5号議案の承認可決を経て更新されております（以下、更新後の対応策を「現プラン」といいます。）。

また、現プランは平成29年6月28日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了することから、平成29年5月22日開催の当社取締役会において、本株主総会における株主様のご承認を条件に、現プランを更新することを決定しました。

なお、詳細につきましては、本株主総会招集ご通知における株主総会参考書類第4号議案（45頁から68頁まで）、又は当社ホームページに掲載の「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご覧ください。

（参考URL <http://www.eidai.com/profile/data/201705221600.pdf>）

### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様への決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものも想定されます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

## (2) 基本方針実現のための具体的取組

### ① 当社グループの財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組

当社グループは、当社グループの企業価値ひいては株主価値の向上のために次のような取組を行っております。当社グループは、住宅用建材の素材から製品に至るまでの幅広い事業を展開し、快適な住環境作りに貢献できる製品を提供しています。また、経営の基本理念に「木を活かし、よりよい暮らしを」を掲げ、地球、社会、人との共生を通じて、豊かで持続可能な社会の実現に貢献する企業であり続けることを目指しております。

当社グループの得意とする木質材料加工技術、ステンレス加工技術を最大限に活かしながら、顧客ニーズや市場動向にマッチした製品の開発に取り組んでおります。

また、当社グループは、コーポレート・ガバナンスの強化・充実が経営の基本的課題であると認識し、公正性・透明性の高い意思決定と迅速で適切な経営判断により、継続的な企業価値の向上に取り組んでおります。

### ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組

現プランは、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をされるのに必要かつ十分な情報及び時間並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保すること、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために、当該大規模買付行為を行おうとする者と交渉を行うこと等を可能とするものです。

現プランにおいては、以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- (i) 当社が発行者である株式について、保有者の株式保有割合が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株式について、公開買付けに係る株式の株式所有割合及びその特別関係者の株式所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

## (3) 上記の取組に対する当社取締役会の判断及びその理由

① 企業価値向上のための取組は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保、向上させるための具体的方策として策定されております。

② 現プランは、下記の点において公正性・客観性が担保される工夫がなされており、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

イ. 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

- ロ. 当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること
- ハ. 株主意思を重視するものであること
- ニ. 独立性の高い社外者（独立委員会）の判断の重視と情報開示
- ホ. 合理的な客観的発動要件の設定
- ヘ. デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

# 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目       | 金 額    | 科 目          | 金 額    |
|-----------|--------|--------------|--------|
| (資産の部)    |        | (負債の部)       |        |
| 流動資産      | 49,658 | 流動負債         | 19,856 |
| 現金及び預金    | 12,176 | 買掛金          | 13,145 |
| 受取手形及び売掛金 | 19,653 | 電子記録債務       | 160    |
| 電子記録債権    | 3,528  | 未払金          | 4,533  |
| 有価証券      | 1,000  | 未払費用         | 679    |
| 製品        | 4,727  | 未払法人税等       | 558    |
| 仕掛品       | 2,344  | 未払消費税等       | 181    |
| 原材料及び貯蔵品  | 4,217  | 賞与引当金        | 548    |
| 繰延税金資産    | 287    | その他          | 50     |
| 未収入金      | 1,547  |              |        |
| その他       | 177    |              |        |
| 貸倒引当金     | △2     |              |        |
| 固定資産      | 21,141 | 固定負債         | 2,725  |
| 有形固定資産    | 12,213 | 繰延税金負債       | 194    |
| 建物及び構築物   | 4,936  | 退職給付に係る負債    | 2,130  |
| 機械装置及び運搬具 | 2,864  | 環境対策引当金      | 42     |
| 土地        | 4,034  | 負ののれん        | 251    |
| 建設仮勘定     | 102    | 長期預り保証金      | 92     |
| その他       | 275    | その他          | 13     |
| 無形固定資産    | 527    | 負債合計         | 22,582 |
| 投資その他の資産  | 8,399  | (純資産の部)      |        |
| 投資有価証券    | 7,273  | 株主資本         | 46,104 |
| 出資金       | 7      | 資本金          | 3,285  |
| 長期前払費用    | 445    | 資本剰余金        | 1,370  |
| 繰延税金資産    | 109    | 利益剰余金        | 41,890 |
| その他       | 577    | 自己株式         | △441   |
| 貸倒引当金     | △13    | その他の包括利益累計額  | 2,113  |
|           |        | その他有価証券評価差額金 | 1,882  |
|           |        | 為替換算調整勘定     | 400    |
|           |        | 退職給付に係る調整累計額 | △169   |
|           |        | 純資産合計        | 48,217 |
| 資産合計      | 70,799 | 負債純資産合計      | 70,799 |



# 連結損益計算書

(自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    |        |
|-----------------|--------|--------|
| 売上高             |        | 66,511 |
| 売上原価            | 48,911 |        |
| 売上総利益           |        | 17,599 |
| 販売費及び一般管理費      | 15,131 |        |
| 営業利益            |        | 2,467  |
| 営業外収益           |        |        |
| 受取利息            | 25     |        |
| 受取配当金           | 105    |        |
| 仕入割引            | 32     |        |
| 為替差益            | 0      |        |
| 負債のれん償却額        | 29     |        |
| 持分法による投資利益      | 123    |        |
| 雑収入             | 86     | 404    |
| 営業外費用           |        |        |
| 売上割引            | 148    |        |
| 雑損              | 87     | 235    |
| 経常利益            |        | 2,636  |
| 特別利益            |        |        |
| 固定資産売却益         | 2      |        |
| 投資有価証券売却益       | 233    | 235    |
| 特別損失            |        |        |
| 固定資産除却損         | 113    | 113    |
| 税金等調整前当期純利益     |        | 2,758  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 651    |        |
| 法人税等調整額         | △227   | 424    |
| 当期純利益           |        | 2,334  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |        | 2,334  |

## 連結株主資本等変動計算書

（自 平成28年4月1日）  
（至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

|                                | 株 主 資 本          |              |                  |                   |            |
|--------------------------------|------------------|--------------|------------------|-------------------|------------|
|                                | 資本金              | 資本<br>剰余金    | 利益<br>剰余金        | 自己<br>株式          | 株主資本<br>合計 |
| 当連結会計年度期首残高                    | 3,285            | 1,370        | 40,285           | △158              | 44,782     |
| 当連結会計年度中の変動額                   |                  |              |                  |                   |            |
| 剰余金の配当                         |                  |              | △729             |                   | △729       |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益            |                  |              | 2,334            |                   | 2,334      |
| 自己株式の取得                        |                  |              |                  | △283              | △283       |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度中の変動額（純額） |                  |              |                  |                   |            |
| 当連結会計年度中の変動額合計                 | －                | －            | 1,604            | △283              | 1,321      |
| 当連結会計年度末残高                     | 3,285            | 1,370        | 41,890           | △441              | 46,104     |
|                                | その他の包括利益累計額      |              |                  |                   | 純資産<br>合計  |
|                                | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括<br>利益累計額合計 |            |
| 当連結会計年度期首残高                    | 1,267            | 443          | △257             | 1,452             | 46,235     |
| 当連結会計年度中の変動額                   |                  |              |                  |                   |            |
| 剰余金の配当                         |                  |              |                  |                   | △729       |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益            |                  |              |                  |                   | 2,334      |
| 自己株式の取得                        |                  |              |                  |                   | △283       |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度中の変動額（純額） | 614              | △43          | 88               | 660               | 660        |
| 当連結会計年度中の変動額合計                 | 614              | △43          | 88               | 660               | 1,982      |
| 当連結会計年度末残高                     | 1,882            | 400          | △169             | 2,113             | 48,217     |

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額    | 科 目                     | 金 額    |
|-------------------------|--------|-------------------------|--------|
| ( 資 産 の 部 )             |        | ( 負 債 の 部 )             |        |
| 流 動 資 産                 | 45,403 | 流 動 負 債                 | 18,956 |
| 現 金 及 び 預 金             | 9,952  | 買 掛 金                   | 12,821 |
| 受 取 手 形                 | 2,870  | 未 払 金                   | 4,391  |
| 電 子 記 録 債 権             | 3,099  | 未 払 費 用                 | 585    |
| 売 掛 金                   | 16,447 | 未 払 法 人 税 等             | 450    |
| 有 価 証 券                 | 1,000  | 未 払 消 費 税 等             | 160    |
| 製 品                     | 4,594  | 預 り 金                   | 43     |
| 仕 掛 品                   | 1,929  | 賞 与 引 当 金               | 501    |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品         | 3,335  | そ の 他                   | 3      |
| 前 払 費 用                 | 152    |                         |        |
| 繰 延 税 金 資 産             | 258    |                         |        |
| 関 係 会 社 短 期 貸 付 金       | 67     |                         |        |
| 未 収 入 金                 | 1,685  |                         |        |
| そ の 他                   | 12     |                         |        |
| 貸 倒 引 当 金               | △2     |                         |        |
| 固 定 資 産                 | 19,409 | 固 定 負 債                 | 1,944  |
| 有 形 固 定 資 産             | 9,611  | 繰 延 税 金 負 債             | 268    |
| 建 物                     | 3,602  | 退 職 給 付 引 当 金           | 1,530  |
| 構 築 物                   | 338    | 環 境 対 策 引 当 金           | 42     |
| 機 械 及 び 装 置             | 1,804  | 長 期 預 り 保 証 金           | 92     |
| 車 両 運 搬 具               | 30     | 長 期 未 払 金               | 10     |
| 工 具、器 具 及 び 備 品         | 252    |                         |        |
| 土 地                     | 3,518  |                         |        |
| 建 設 仮 勘 定               | 64     |                         |        |
| 無 形 固 定 資 産             | 516    | 負 債 合 計                 | 20,901 |
| 借 地 権                   | 15     | ( 純 資 産 の 部 )           |        |
| ソ フ ト ウ ェ ア             | 495    | 株 主 資 本                 | 42,030 |
| そ の 他                   | 5      | 資 本 金                   | 3,285  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産         | 9,282  | 資 本 剰 余 金               | 1,357  |
| 投 資 有 価 証 券             | 6,619  | 資 本 準 備 金               | 1,357  |
| 関 係 会 社 株 式             | 985    | 利 益 剰 余 金               | 37,828 |
| 出 資                     | 7      | 利 益 準 備 金               | 256    |
| 関 係 会 社 出 資 金           | 873    | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 37,571 |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金       | 67     | 別 途 積 立 金               | 31,400 |
| 従 業 員 に 対 す る 長 期 貸 付 金 | 58     | 特 別 償 却 準 備 金           | 56     |
| 長 期 前 払 費 用             | 170    | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 6,114  |
| そ の 他                   | 514    | 自 己 株 式                 | △441   |
| 貸 倒 引 当 金               | △13    | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 1,882  |
|                         |        | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,882  |
| 資 産 合 計                 | 64,813 | 純 資 産 合 計               | 43,912 |
|                         |        | 負 債 純 資 産 合 計           | 64,813 |

# 損 益 計 算 書

( 自 平成28年 4月 1日 )  
( 至 平成29年 3月 31日 )

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額    |        |
|-------------------------|--------|--------|
| 売 上 高                   |        | 64,369 |
| 売 上 原 価                 | 48,083 |        |
| 売 上 総 利 益               |        | 16,286 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 14,537 |        |
| 営 業 利 益                 |        | 1,749  |
| 営 業 外 収 益               |        |        |
| 受 取 利 息                 | 31     |        |
| 受 取 配 当 金               | 105    |        |
| 受 取 賃 貸 料               | 9      |        |
| 仕 入 割 引                 | 32     |        |
| 雑 収 入                   | 58     | 238    |
| 営 業 外 費 用               |        |        |
| 売 上 割 引                 | 139    |        |
| 為 替 差 損                 | 65     |        |
| 雑 損 失                   | 86     | 291    |
| 経 常 利 益                 |        | 1,696  |
| 特 別 利 益                 |        |        |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 2      |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 233    | 235    |
| 特 別 損 失                 |        |        |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 111    | 111    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 1,820  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 466    |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △231   | 235    |
| 当 期 純 利 益               |        | 1,585  |

# 株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日)  
(至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

|                     | 株主資本  |       |       |          |         |         |         |
|---------------------|-------|-------|-------|----------|---------|---------|---------|
|                     | 資本金   | 資本剰余金 | 利益剰余金 |          |         |         |         |
|                     |       | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 |         |         | 利益剰余金合計 |
|                     |       |       |       | 別途積立金    | 特別償却準備金 | 繰越利益剰余金 |         |
| 当期首残高               | 3,285 | 1,357 | 256   | 31,400   | 70      | 5,245   | 36,972  |
| 当期変動額               |       |       |       |          |         |         |         |
| 剰余金の配当              |       |       |       |          |         | △729    | △729    |
| 当期純利益               |       |       |       |          |         | 1,585   | 1,585   |
| 特別償却準備金の取崩          |       |       |       |          | △14     | 14      | —       |
| 自己株式の取得             |       |       |       |          |         |         |         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |       |       |       |          |         |         |         |
| 当期変動額合計             | —     | —     | —     | —        | △14     | 869     | 855     |
| 当期末残高               | 3,285 | 1,357 | 256   | 31,400   | 56      | 6,114   | 37,828  |

|                     | 株主資本 |        | 評価・換算差額等     | 純資産合計  |
|---------------------|------|--------|--------------|--------|
|                     | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 |        |
| 当期首残高               | △158 | 41,457 | 1,267        | 42,724 |
| 当期変動額               |      |        |              |        |
| 剰余金の配当              |      | △729   |              | △729   |
| 当期純利益               |      | 1,585  |              | 1,585  |
| 特別償却準備金の取崩          |      | —      |              | —      |
| 自己株式の取得             | △283 | △283   |              | △283   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |      |        | 614          | 614    |
| 当期変動額合計             | △283 | 572    | 614          | 1,187  |
| 当期末残高               | △441 | 42,030 | 1,882        | 43,912 |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年 5月11日

永大産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川井 一 男<sup>㊞</sup>

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小幡 琢 哉<sup>㊞</sup>

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、永大産業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、永大産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年 5月11日

永大産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川井 一 男<sup>Ⓔ</sup>

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小幡 琢 哉<sup>Ⓔ</sup>

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、永大産業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。



監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、各事業所及び各営業部において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 29 年 5 月 12 日

永大産業株式会社 監査役会

常勤監査役 三 上 恵 司 印

常勤監査役 土 居 幸 男 印

社外監査役 今 村 祐 嗣 印

社外監査役 櫻 田 典 子 印

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当政策を経営の最重要課題の一つと認識しており、安定的な配当の維持継続を念頭に置きながら、財務状況及び連結業績等を勘案して、適切な配当金額を決定しております。

また、当社は、平成28年7月29日をもちまして創立70周年を迎えました。つきましては、これまでの株主の皆様のご支援に感謝の意を表するため、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭

#### 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社株式1株につき金8円50銭

(普通配当7円50銭、創立70周年記念配当1円)

配当総額 385,014,564円

なお、中間配当金においても同様に1株につき金8円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金17円となります。

年間配当の内訳 普通配当15円

創立70周年記念配当2円

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月29日

## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                                 | 現在の当社における地位 |
|-------|------------------------------------|-------------|
| 1     | 大 道 正 人 【社内】 《再任》                  | 代表取締役執行役員社長 |
| 2     | 枝 園 統 博 【社内】 《再任》                  | 取締役常務執行役員   |
| 3     | 植 村 正 人 【社内】 《再任》                  | 取締役常務執行役員   |
| 4     | 田 部 忠 光 【社内】 《再任》                  | 取締役上席執行役員   |
| 5     | 石 井 直 樹 【社内】 《再任》                  | 取締役上席執行役員   |
| 6     | 小 島 孝 弘 【社内】 《再任》                  | 取締役執行役員     |
| 7     | た ま き や す ひ と<br>玉 生 靖 人 【社外】 《再任》 | 取締役         |
| 8     | は や し み つ ゆ き<br>林 光 行 【社外】 《再任》   | 取締役         |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                          | 氏名<br>(生年月日)                                                    | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                              | <p>【社内】《再任》</p> <p>だい どう まさ ひと<br/>大 道 正 人<br/>(昭和26年4月5日生)</p> | <p>昭和49年4月 当社入社</p> <p>平成12年4月 当社営業本部東京特販営業部長</p> <p>平成14年6月 当社事業本部建材事業部長</p> <p>平成15年6月 当社執行役員事業本部建材事業部長</p> <p>平成16年6月 当社取締役事業本部建材事業部長</p> <p>平成19年6月 当社取締役執行役員事業本部建材事業部長</p> <p>平成20年6月 当社取締役常務執行役員事業本部建材事業部長</p> <p>平成21年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長</p> <p>平成23年4月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長</p> <p>平成24年6月 当社代表取締役執行役員社長</p> <p>平成27年4月 当社代表取締役執行役員社長兼事業本部長</p> <p>平成27年10月 当社代表取締役執行役員社長（現任）</p> | 86,000株    |
| <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>営業部門と建材事業分野で業務や経営に携わった経歴が長く、製販両面での高い知見と豊富な経験、実績を有しています。また、経営全般に関する広い見識と人格を備えています。</p> <p>平成24年から、代表取締役執行役員社長として当社グループを統括し、ガバナンスの強化と事業成長に向けて、強いリーダーシップを発揮してきました。</p> <p>これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役会の意思決定機能、監督機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。</p> |                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                             | 氏名<br>(生年月日)                                                                    | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>【社内】《再任》</p> <p>枝 園 統 博<br/> <small>し えん のぶ ひろ</small><br/> (昭和37年3月1日生)</p> | <p>昭和59年3月 当社入社</p> <p>平成16年4月 当社営業本部東京特販営業部長</p> <p>平成21年4月 当社事業本部建材事業部長兼資材部長</p> <p>平成22年6月 当社執行役員事業本部建材事業部長</p> <p>平成23年4月 当社上席執行役員事業本部建材事業部長</p> <p>平成23年6月 当社取締役上席執行役員事業本部建材事業部長</p> <p>平成24年4月 当社取締役上席執行役員営業本部副本部長</p> <p>平成24年6月 当社取締役上席執行役員営業本部長</p> <p>平成27年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長</p> <p>平成27年10月 当社取締役常務執行役員事業本部長</p> <p>平成28年4月 当社取締役常務執行役員総合企画本部長（現任）</p> | 29,000株    |
| <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>営業部門と建材事業分野での業務や経営に携わり、製販両面での高い知見と豊富な経験、実績を有しています。</p> <p>平成27年10月に事業本部長、平成28年4月に総合企画本部長に就任して当社グループの総合的な経営企画を担い、事業成長と企業価値向上に努めています。</p> <p>これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役会の意思決定機能、監督機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者としました。</p> |                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                         | 氏名<br>(生年月日)                                                | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>【社内】《再任》</p> <p>うえむらまさひと<br/>植村正人<br/>(昭和31年11月12日生)</p> | <p>昭和54年4月 ㈱大和銀行(現㈱りそな銀行) 入行</p> <p>平成16年10月 同行東久留米支店長</p> <p>平成19年10月 当社経営企画部長</p> <p>平成22年6月 当社執行役員経営企画部長兼法務コンプライアンス室長</p> <p>平成22年10月 当社執行役員経営企画部長</p> <p>平成23年4月 当社上席執行役員経営企画部長</p> <p>平成23年6月 当社取締役上席執行役員経営企画部長</p> <p>平成27年6月 当社取締役常務執行役員経営企画部長</p> <p>平成28年4月 当社取締役常務執行役員総合企画本部副担当(現任)</p> | 62,000株    |
| <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>主に経営企画、IR、経理・財務部門での業務と経営に携わり、会社の経営計画や財務戦略、広報活動等について高い知見と豊富な経験、実績を有しています。特に、当社グループの中長期の経営計画、経営戦略の立案や海外事業の新規展開をリードするとともに、CSR活動やIR活動の推進によって企業価値向上に努めています。これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役会の意思決定機能、監督機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。</p> |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |            |
| 4                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>【社内】《再任》</p> <p>たべただみつ<br/>田部忠光<br/>(昭和39年4月25日生)</p>    | <p>昭和62年3月 当社入社</p> <p>平成21年4月 当社事業本部内装システム事業部長</p> <p>平成25年6月 当社執行役員事業本部内装システム事業部長</p> <p>平成26年6月 当社取締役執行役員事業本部内装システム事業部長</p> <p>平成27年10月 当社取締役執行役員営業本部長</p> <p>平成28年6月 当社取締役上席執行役員営業本部長(現任)</p>                                                                                                 | 13,000株    |
| <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>営業部門と内装システム事業分野での業務と経営に携わり、製販両面での高い知見と豊富な経験、実績を有しています。特に高齢化社会の到来を見据えた新製品開発等で当社の成長戦略をリードしました。平成27年10月に営業本部長に就任後は、販売部門を統括して事業拡大に努めています。これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役会の意思決定機能、監督機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>                  |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |            |



| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                    | 氏名<br>(生年月日)                                                    | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5                                                                                                                                                                                                                                                                        | <p>【社内】《再任》</p> <p>いし い なお き<br/>石 井 直 樹<br/>(昭和39年9月13日生)</p>  | <p>昭和62年3月 当社入社</p> <p>平成21年4月 当社営業本部東京特販営業部長</p> <p>平成24年4月 当社事業本部建材事業部長</p> <p>平成25年6月 当社執行役員事業本部建材事業部長</p> <p>平成26年6月 当社取締役執行役員事業本部建材事業部長</p> <p>平成27年10月 当社取締役執行役員事業本部副本部長兼建材事業部長</p> <p>平成28年4月 当社取締役執行役員事業本部長</p> <p>平成28年6月 当社取締役上席執行役員事業本部長(現任)</p>                       | 11,000株    |
| <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>営業部門と建材事業分野での業務と経営に携わり、製販両面での高い知見と豊富な経験、実績を有しています。</p> <p>特に、生産体制の再構築によるコストダウンや新製品開発をリードしてきました。</p> <p>平成28年4月に事業本部長に就任後は、当社グループの製造部門を統括し、事業成長の推進に努めています。</p> <p>これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役会の意思決定機能、監督機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。</p> |                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |            |
| 6                                                                                                                                                                                                                                                                        | <p>【社内】《再任》</p> <p>こ じま たか ひろ<br/>小 島 孝 弘<br/>(昭和41年1月25日生)</p> | <p>昭和63年3月 当社入社</p> <p>平成21年7月 当社営業本部東京営業部長</p> <p>平成25年4月 当社営業本部副本部長兼東京営業部長</p> <p>平成25年6月 当社執行役員営業本部副本部長兼東京営業部長</p> <p>平成26年4月 当社執行役員営業本部副本部長兼営業推進部長</p> <p>平成27年6月 当社取締役執行役員営業本部副本部長兼営業推進部長</p> <p>平成27年10月 当社取締役執行役員事業本部内装システム事業部長</p> <p>平成29年4月 当社取締役執行役員事業本部海外事業部長(現任)</p> | 16,000株    |
| <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>入社以来営業部門での経験と実績を積み重ね、顧客ニーズに適応した販売戦略によって事業拡大を牽引してきました。</p> <p>平成27年から内装システム事業分野で製造部門に携わった後、平成29年4月からは海外事業部長として、当社の海外事業の展開を推進しています。</p> <p>これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役会の意思決定機能、監督機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>                         |                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                    | 氏名<br>(生年月日)                                                    | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 7                                                                                                                                                                                                                                        | <p>【社外】《再任》</p> <p>たま き やす ひと<br/>玉 生 靖 人<br/>(昭和13年10月4日生)</p> | <p>昭和39年4月 弁護士登録</p> <p>昭和39年4月 御堂筋法律事務所(昭和46年仁藤・菅生・米原法律事務所を改称) パートナー</p> <p>平成13年6月 ローム株式会社社外監査役</p> <p>平成15年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所社員</p> <p>平成24年4月 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー(現任)</p> <p>平成26年6月 当社社外取締役(現任)</p>                                                              | 0株         |
| <p>[社外取締役候補者とした理由]</p> <p>法曹界における豊富な経験と深い専門知識をもとに、取締役会において積極的に発言し、当社業務執行の監督の役割を適切に果たしています。</p> <p>また、平成27年に発足した役員指名・報酬に係る諮問機関である人事協議会のメンバーを務め、決定手続きの透明性と客観性を高めています。</p> <p>今後も独立した立場から、当社のガバナンス強化への貢献が期待されるため、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>    |                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                    |            |
| 8                                                                                                                                                                                                                                        | <p>【社外】《再任》</p> <p>はやし みつ ゆき<br/>林 光 行<br/>(昭和23年6月28日生)</p>    | <p>昭和48年11月 監査法人榮光会計事務所(現新日本有限責任監査法人)入所</p> <p>昭和53年8月 公認会計士・税理士林光行事務所所長(現任)</p> <p>平成12年1月 大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所民事調停委員就任(現任)</p> <p>平成21年10月 京都地方裁判所専門委員就任(現任)</p> <p>平成23年1月 監査法人彌榮会計社設立 代表社員(現任)</p> <p>平成26年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>平成27年10月 一般財団法人総合福祉研究会代表理事(現任)</p> | 0株         |
| <p>[社外取締役候補者とした理由]</p> <p>公認会計士としての幅広い見識と高度な専門知識をもとに、取締役会において積極的に発言し、当社業務執行の監督の役割を適切に果たしています。</p> <p>また、平成27年に発足した役員指名・報酬に係る諮問機関である人事協議会のメンバーを務め、決定手続きの透明性と客観性を高めています。</p> <p>今後も独立した立場から、当社のガバナンス強化への貢献が期待されるため、引き続き社外取締役候補者となりました。</p> |                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                    |            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 玉生靖人氏及び林光行氏は、社外取締役候補者であります。

3. 玉生靖人氏及び林光行氏は、現在、当社の社外取締役であり、本総会終結の時をもって、在任期間は、両氏とも3年となります。
4. 玉生靖人氏及び林光行氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、両氏は、社外取締役候補者とした理由に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 当社は、玉生靖人氏及び林光行氏との間で会社法第423条第1項に係る損害賠償責任について同法第427条第1項に基づき、法令に定める最低責任限度額を賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、玉生靖人氏及び林光行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役三上恵司氏が辞任され、監査役土居幸男及び櫻田典子の両氏が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                   | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 【社内】《再任》<br>土居 幸男<br>(昭和29年1月9日生)  | 昭和62年3月 当社入社<br>平成17年6月 当社事業本部大阪事業所長<br>平成22年4月 当社事業本部山口生産管理部長<br>平成24年4月 当社事業本部大阪生産管理部長<br>平成25年6月 当社常勤監査役（現任）   | 24,000株    |
| 2     | 【社内】《新任》<br>石橋 秀行<br>(昭和40年3月23日生) | 平成元年3月 当社入社<br>平成22年4月 当社事業本部住設事業部長<br>平成26年6月 当社執行役員事業本部住設事業部長<br>平成28年6月 当社執行役員事業本部海外事業部長<br>平成29年4月 当社執行役員（現任） | 6,000株     |
| 3     | 【社外】《新任》<br>雑賀 裕子<br>(昭和49年2月13日生) | 平成14年10月 弁護士登録<br>平成14年10月 弁護士法人三宅法律事務所入所（現任）                                                                     | 0株         |

- (注) 1. 当社は、雑賀裕子氏が所属している弁護士法人三宅法律事務所との間に顧問契約を締結しております。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 雑賀裕子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 雑賀裕子氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が弁護士として専門的な知識と経験を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただきたいためであります。なお、同氏は会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 雑賀裕子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項に係る損害賠償責任について同法第427条第1項に基づき、法令に定める最低責任限度額を賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結する予定です。

#### 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成20年6月27日開催の当社第74回定時株主総会において、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について、株主の皆様のご承認をいただきました。その後、平成23年6月29日開催の当社第77回定時株主総会並びに平成26年6月26日開催の当社第80回定時株主総会において、その内容の一部見直しや更新について、それぞれ株主の皆様のご承認をいただきました（以下、現行の買収防衛策を「現プラン」といいます。）。現プランの有効期間は、平成29年6月28日開催の第83回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社は現プランの満了を迎えるにあたり、その更新の是非及び内容変更の要否について検討してまいりました。かかる検討の結果、平成29年5月22日開催の取締役会において、現プランにおける諮問機関である独立委員会による勧告を尊重し、現プランを更新すること（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）を決議いたしました。

つきましては、本プランへの更新につき、ご承認をお願いするものであります。また、ご承認いただいた場合の本プランの有効期間は平成32年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとなります。なお、現プランから本プランへの更新に伴う実質的な変更点はありません。

#### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものも想定されます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

## 2. 基本方針の実現に資する取組について

### (1) 企業価値の源泉について

当社は昭和21年7月に合板の製造・販売を目的として事業を開始し、現在では「住宅資材事業」、「木質ボード事業」及び「その他事業」の3事業を展開しております。当社の製品は主に一般住宅の内装部材として多岐にわたって使用されており、快適な住まいづくりに貢献する製品の提供に努力を続けております。

当社グループは「木を活かし、よりよい暮らしを」を基本理念とし、地球、社会、人との共生を通じて環境保全に取り組んでおります。サステナブルな木材資源の利用や廃木材も製品の原材料として利用するなど、木材資源を循環させることによって環境への負荷を低減し、循環型社会の形成に寄与してまいりました。

こうした取組の中で培われてきた以下の点が、当社グループにおける企業価値の源泉であると考えております。

#### ① 循環型社会に貢献できる事業活動

当社グループは、再生可能な天然資源である木の有効利用を図ることが最も重要であると認識し、「持続可能な森林の木を使う」「木を無駄なく使う」「木を循環させて使う」という3つの循環の輪に沿って事業を展開しております。さらに、原料とする木については、森林認証材や間伐材、適切に管理された植林木等を使用しております。

また、住宅資材事業の生産活動で生じる端材や廃木材をパーティクルボードの生産工程で再生利用するなど、マテリアルリサイクルを推進しております。

こうした取組を継続的に行うことによって、森林環境の保護や二酸化炭素の排出抑制といった地球環境の保全に寄与するとともに、循環型社会の形成に貢献できる事業活動を行っております。

#### ② 市場ニーズに応える製品開発力

当社グループには、長年にわたって培ってきた木質材料加工技術、ステンレス加工技術があります。これらの技術を最大限に活かすことで、顧客ニーズや市場動向にマッチした製品の開発に取り組んでおります。

さらに、製品に関して、施工中や使用中に生じた不具合等の情報を社内ネットワークにて一元管理し、不具合に関する課題を製造部門と販売部門が共有することで、品質の改良と顧客ニーズの発掘に活かしております。

こうした製品開発力をさらに強化し、既存市場にとどまらず、シニアマーケットや中古住宅・リフォーム市場といった成長市場の需要の掘り起こしに取り組んでおります。

### ③ 顧客ニーズにマッチした販売体制

ショールームを全国の主要都市に設置し、豊富な知識を持つ専門アドバイザーが、お客様のご相談に応じています。各ショールームでは、実際の住空間をイメージしていただけるように各製品を空間展示し、製品を直接見て触ってその機能を確認していただくなど、お客様にご納得いただける住まいづくりをサポートしております。

また、お客様のさまざまなご要望にきめ細かく迅速にお応えするために、自動積算システムやWEBプランニングシステム、さらには自動作図システムなどの効果的な支援システムを整備しております。

一方で、お客様相談センターでは、お客様からの製品説明、施工説明、ご使用方法、メンテナンス、苦情等のあらゆるお問い合わせに迅速にお応えしております。さらに、お問い合わせ内容や要望、苦情等は、貴重な情報として調査・分析し、顧客満足度を高めるための改善・改良に活用しております。

### ④ 海外への事業展開

永大ベトナム (Eidai Vietnam Co., Ltd.) は、ムクフローリング、シートフローリングに加え、挽き板フローリングの生産を軌道に乗せ、更なる生産品目の拡大に取り組んでおります。

また、今後の成長が期待されるASEAN市場の開拓に向けて、販売体制の構築に取り組んでおります。

### ⑤ 健全な財務体質

当社グループはこれまでの蓄積によって、今後の事業展開に伴う様々な資金需要にも即応できる強固な財務体質を築いております。コストダウンと徹底した諸経費の削減に継続的に取り組むことで、強固な企業体質づくりを進めております。

新製品開発、コストダウン及び製品の増産等に必要な設備投資は、すべて自己資金で賄っているため、当社独自の判断で素早い対応が可能です。

## (2) 企業価値及び株主共同の利益向上に向けた施策

住宅関連事業を取り巻く環境は急速に変化しております。当社グループでは、これら企業価値の源泉を最大限に活用しながら、環境の変化に迅速・機敏に対応しております。さらに、中長期的ビジョンとして構造改革・成長戦略を取りまとめた「経営三ヵ年計画」を推進し、新たな企業価値の創造と株主共同の利益向上に向けた施策に、継続して取り組んでおります。

主な取組内容は以下のとおりです。

### ① 業容拡大について

当社グループが強みとする「木質材料加工技術」と「ステンレス加工技術」を活かした事業の展開を一層進め、独自性のある製品を市場に投入し、市場シェアの拡大を目指します。さらに、地域の特性や人口動態、住まい方等の変化を常に把握し、当社が優位性を発揮できる新たな需要を取り込んでまいります。

具体的には、既存市場におけるシェア拡大を図りつつ、今後の成長市場であるシニアマーケットや中古住宅・リフォーム市場等の需要を取り込むとともに、文教施設や宿泊施設、医療施設といった非住宅市場の開拓を推進してまいります。さらに、インドネシアに現地法人を設立し、ASEAN諸国を中心とする海外市場への販売体制を構築いたします。

### ② 販売力・生産力の強化について

当社の主力製品である複合フローリング、室内ドアやクロゼット等の売上高拡大を図るために、一棟一括受注を重点施策とした効率的な販売を推進しております。さらに、高付加価値製品の開発を強化し、スピーディーに市場投入することによって、収益性の向上を図ります。

一方、生産性の向上と増産のための設備投資を積極的に行い、高品質の製品を短納期で生産、出荷できる受注生産体制を拡充し、市場シェアの拡大と収益増強を目指します。中でも、永大ベトナムの生産体制を一層強化し、競争優位性を確保してまいります。また、徹底したコストダウンと諸経費の削減に取り組み、企業体質をさらに強化いたします。

### ③ 人材育成について

急速な環境の変化に機敏に対応し、さらに変化を先読みした戦略的経営を推進していくためには、多様な能力や価値観を持った人材を幅広く採用し、人材の育成・強化を最大限に図らなければなりません。

若手社員の創造力や問題解決力を高め、次世代のリーダーを育成していくとともに、管理職のマネジメント能力、リーダーシップを一層強化していくために、様々な能力開発を体系的に実施しております。

当社グループでは、今後も人材育成・人材開発を経営の重要課題と位置づけ、教育・研修制度の充実に継続して取り組んでまいります。



### (3) コーポレート・ガバナンスについて

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの強化、充実が経営の基本的課題であると認識し、その実現のために、経営監視機能の強化、企業倫理の確立、リスクマネジメント体制の構築、アカウンタビリティの充実、そして経営効率の向上に取り組んでおります。

当社では、効率的な経営の追求と同時に経営監視機能が適切に働く体制を構築するため、主に以下のような取組を行なっております。

#### ①取締役会

事業内容に精通している少人数の社内取締役に加え、法務や会計の専門知識を有し、高い見識と企業経営に関する豊富な経験を備えた2名の社外取締役で取締役会を構成しております。また、取締役の任期を1年とすることで、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制としております。

また、社外取締役が半数を占める人事協議会を取締役会の諮問機関として設置し、役員候補者の指名並びに役員報酬の体系及び水準等を審議しております。

#### ②監査役会

社外監査役2名を含む4名で監査役会を構成し、各監査役は取締役会に出席して会社の運営状況や各取締役の業務執行状況を聴き、必要に応じて意見を述べるなどの活動を行っており、監視・監督が十分に機能する体制となっております。

また、監査役は、会計監査人及び内部監査室と緊密に連携し、監査の強化に努めております。さらに、社外取締役も交えて、監査結果等について定期的に意見交換して情報の共有化を図っております。

#### ③独立役員確保の状況

当社では、社外取締役及び社外監査役のうち3名を独立役員に指定し、東京証券取引所に届け出ております。

#### ④コンプライアンス

当社では「永大産業企業行動憲章」を制定し、コンプライアンスに対する考え方や基本姿勢を社内外に宣言しています。また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、顧問弁護士も委員に含めて、発生した問題への対応結果の確認と課題や重要事項についての協議を行い、毎期の活動方針を決定しております。

#### ⑤反社会的勢力排除

当社では反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、不法・不当な要求に屈することなく、一切の関係を遮断する取組を実践しております。新規取引を行う前には、相手

先が反社会的勢力に該当しないかの確認を行うことを不可欠の条件とするほか、取引基本契約書にも暴力団排除条項を入れております。また、取引を行っている相手先が反社会的勢力に該当していないかを定期的に確認しております。

### 3. 本プラン導入の目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をされるのに必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することが、引き続き必要であるとの結論に至り、現プランを更新することを決定いたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プランにおける独立委員会の委員には、現委員である当社社外監査役の今村祐嗣氏に加え、社外有識者である本井啓治氏及び秋山洋氏が新たに就任する予定です（各氏の略歴につきましては、別紙2に記載のとおりです。）。

また、平成29年3月31日現在における当社大株主の状況は、当連結会計年度の事業報告12頁「会社の株式に関する事項」のとおりです。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

### 4. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組）

#### (1) 本プランに係る手続き

##### ① 対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、

又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定める手続きに従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>及びその共同保有者<sup>3</sup>の株式等保有割合<sup>4</sup>が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株式等<sup>5</sup>について、公開買付け<sup>6</sup>に係る株式等の株式等所有割合<sup>7</sup>及びその特別関係者<sup>8</sup>の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

## ②「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

### (i) 買付者等の概要

- (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (ロ) 代表者の役職及び氏名
- (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法

### (ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

### (iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等<sup>9</sup>その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

## ③「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日<sup>10</sup>（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる

「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者<sup>11</sup>、特別関係者及びファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名氏及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

(ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

(x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

当社取締役会は、買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供し、独立委員会は、提供された内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会を通して、買付者等に対して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

当社取締役会及び独立委員会が、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、当社取締役会は、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

#### ④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(i) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には60日間

(ii) その他の大規模買付等の場合には90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様が開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様が開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。当社取締役会は、買付

者等より意向表明書、本必要情報の提出を受け、取締役会評価期間開始と同時に、独立委員会に対し、買取防衛策発動の是非について諮問します。

#### ⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

##### (i) 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は買付者等による大規模買付等が専ら買付者等の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められるため、対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。なお、別紙3に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものとします。

##### (ii) 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

(i)に定める場合を除き、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

#### ⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### ⑦ 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するかどうかの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、又は勧告の有無若しくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### ⑧ 大規模買付等の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、大規模買付等の提案以降、⑥記載の当社取締役会の決議を開示するまでは、大規模買付等を開始することはできないものとします。

### (2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

### (3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成32年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間とします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

## 5. 本プランの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を全て充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務、議論を踏まえた内容となっており、合理性を有しております。さらに本プランは、(株)東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

### (2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記3.に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

### (3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記4.(3)に記載したとおり、本総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの



導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

#### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランへの更新に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として引き続き独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）のいずれかに該当する者の中から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

#### (5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4. (1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

#### (6) デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

### 6. 株主の皆様への影響

#### (1) 本プランへの更新時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

本プランへの更新時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその更新時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の4.(1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4.(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以 上

- 
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
  - 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
  - 3 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とされる者を含みます。
  - 4 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
  - 5 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。
  - 6 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
  - 7 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
  - 8 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
  - 9 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
  - 10 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。
  - 11 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

### 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断、対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会を構成する委員（以下、「独立委員」という。）は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)社外取締役、(2)社外監査役又は(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規程を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
  - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
  - (3) 本プランの廃止及び変更

(4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員の略歴（五十音順）

本プランの独立委員会委員は、以下の3名を予定しております。

秋山 洋 （あきやま ひろし）

昭和44年8月6日生まれ

平成6年4月 弁護士登録

平成6年4月 御堂筋法律事務所入所

平成15年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所 社員（現任）

平成23年6月 小太郎漢方製薬株式会社 社外監査役（現任）

平成27年6月 株式会社藤木工務店 社外監査役（現任）

平成28年6月 株式会社西島製作所 社外取締役（監査等委員）（現任）

今村 祐嗣 （いまむら ゆうじ）

昭和22年1月7日生まれ

平成10年4月 国立大学法人京都大学木質科学研究所木質材料機能部門 教授

平成16年4月 同 生存圏研究所居住圏環境共生分野 教授

平成18年6月 当社社外監査役（現任）

平成19年5月 公益社団法人日本木材保存協会会長（現任）

平成20年4月 国立大学法人京都大学生存圏研究所副所長

平成22年3月 当社独立役員（現任）

平成22年4月 国立大学法人京都大学名誉教授（現任）

平成24年4月 一般財団法人建築研究協会 理事（現任）

本井 啓治 （もとい けいじ）

昭和26年1月29日生まれ

昭和50年4月 監査法人青木倫太郎事務所（のちの朝日監査法人）入所

平成5年10月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）社員

平成8年6月 本井公認会計士・税理士事務所設立 所長（現任）

平成23年1月 監査法人彌榮会計社 代表社員（現任）

平成27年11月 一般財団法人総合福祉研究会 理事副会長（現任）

上記各委員と当社との間には特別の利害関係はありません。

なお当社は、社外監査役の今村祐嗣氏を一般株主と実質的に利益相反が生じるおそれのない独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

以上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合

7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
9. 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
10. その他1. から9. までは準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以 上



## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

### 2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際して行う出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

## 7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者<sup>1</sup>、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者<sup>2</sup>、(4) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5) これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者<sup>3</sup>（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## 9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

## 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

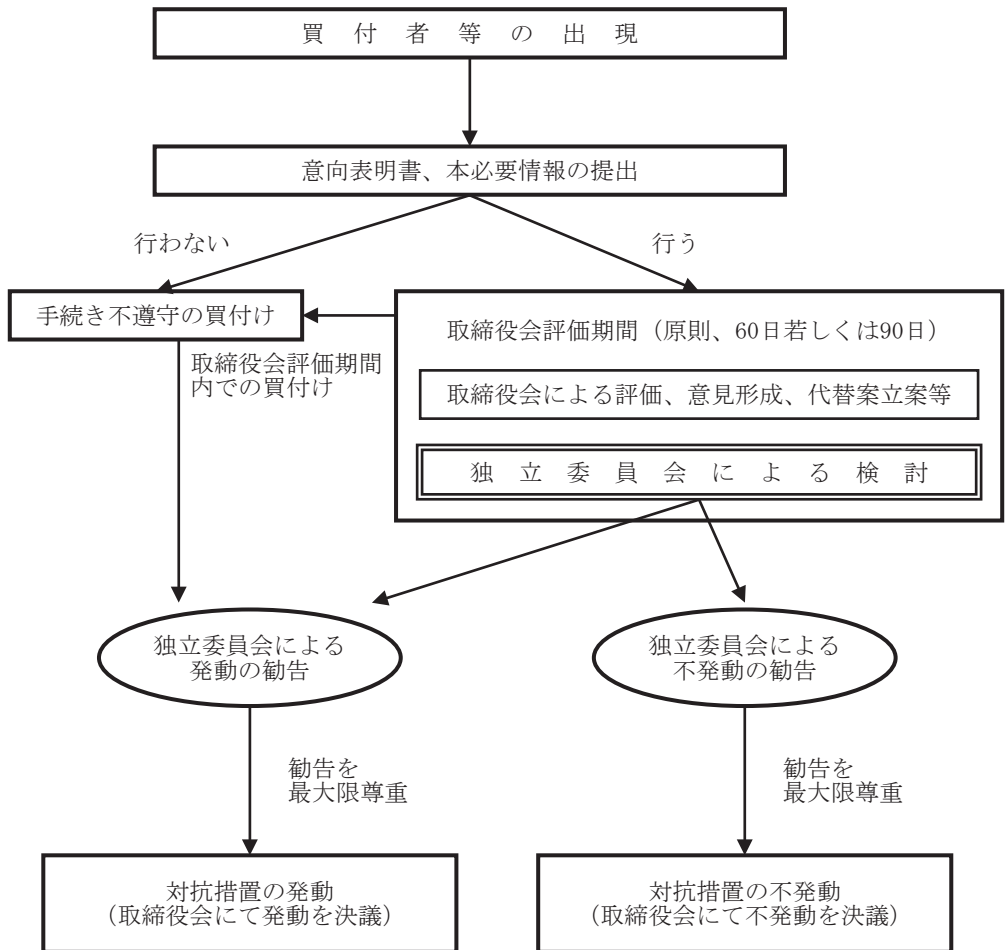
以 上

---

<sup>1</sup> 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

- 2 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 3 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

本プランの手続きに関するフロー図



※このフロー図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

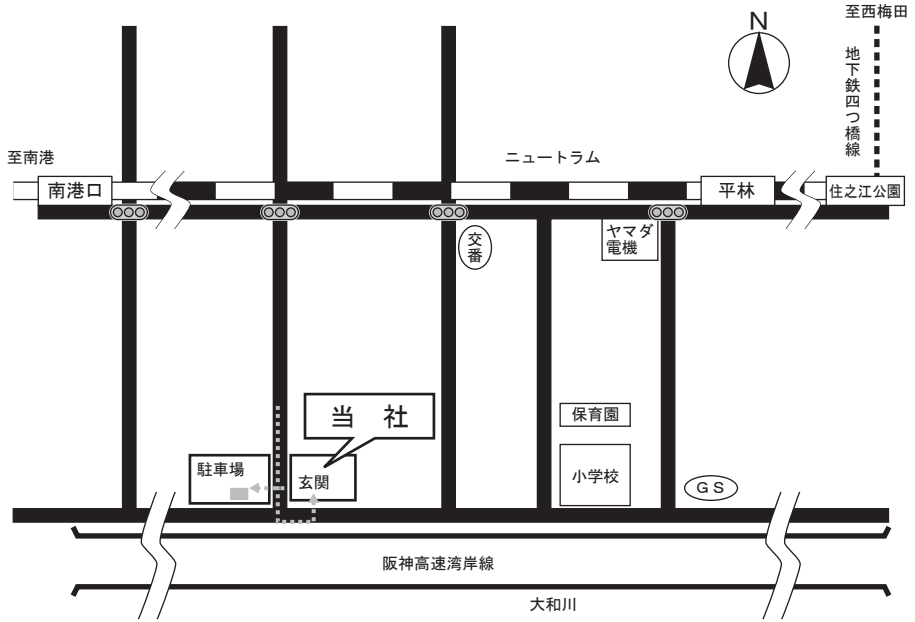




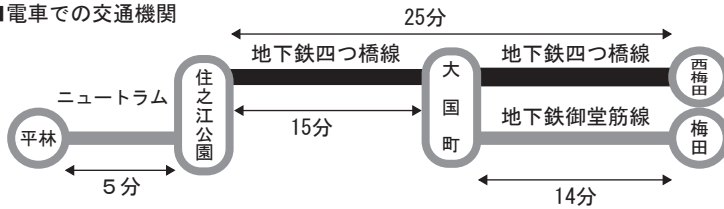


# 株主総会会場ご案内図

場所 大阪市住之江区平林南二丁目10番60号 当社本社ビル



## ■ 電車での交通機関



平林駅より徒歩15分